

京都市病院事業に係る病院及び診療所の管理等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成20年10月30日

京都市長職務代理者

京都市副市長 星川 茂一

京都市規則第43号

京都市病院事業に係る病院及び診療所の管理等に関する規則の一部
を改正する規則

京都市病院事業に係る病院及び診療所の管理等に関する規則の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「整形外科」の右に「にあっては午前10時30分」を加え,
「, 午前11時」を「午前11時」に改める。

第8条第3項第1号を次のように改める。

(1) 京都市立病院において行う診療のうち厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準（平成20年3月27日厚生労働省告示第129号）第2項第64号に規定する膀胱水圧拡張術（間質性膀胱炎に係るものに限る。）を用いた診療に係る使用料 1回につき59,000円

第8条第3項第3号中「掲げる使用料等」を「掲げるもの」に、「別表第3の規定による」を「助産に係る個室専用料のうち入院の日から起算して1箇月以内の期間に係るもの、分べん料、新生児保育料その他助産に係るもの（文書料を除く。）、駐車場の使用料及び訪問看護加算料にあっては別表第3に掲げる額、その他の使用料等にあっては同表に掲げる」に改める。

附 則

この規則中第2条の改正規定は平成20年11月4日から、第8条の改正規

定は同月 1 日から施行する。

(京都市立病院事務局管理課)